

(改正後)

## 佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱

(平成4年4月1日佐賀県告示第184号)

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 県外産業廃棄物 佐賀県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
- (6) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (7) 排出事業場 工場その他の事業活動に伴い産業廃棄物を排出する施設及び工事現場をいう。
- (8) 県外排出事業者 県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物について、県内の処分業者に処分を委託するもの又は県内において自ら処分するものをいう。
- (9) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他産業廃棄物を処分し、又は保管する施設をいう。
- (10) 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- (11) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定により知事の許可を受けて、県内において産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
- (12) 処分業者 処理業者のうち、県内において処理施設を設置し、中間処理又は最終処分を業として行う者をいう。
- (13) 優良認定処分業者 処分業者のうち、省令第10条の4の2又は第10条の16の2に定める基準に適合すると認められた者をいう。

(14) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。

#### (県の責務)

第3条 県は、法第5条の5第1項の規定により定めた佐賀県廃棄物処理計画に基づき、事業者等に対し、適切な指導、助言及び監督を行うとともに処理業者の育成に努め、市町と密接な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理を推進するものとする。

#### (事業者等の責務)

第4条 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項及び県が別に定める産業廃棄物に関する指導要領、事務取扱要領等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 排出事業者は、法第3条に定める自己処理責任の原則を踏まえ、産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物の再資源化及び県内処理に努めなければならない。

3 処理業者は、その組織化を図り、産業廃棄物の適正処理に関する知識の研さん及び技術の向上に努めなければならない。

#### 第5条 削除

#### (県外産業廃棄物の処理の原則禁止)

第6条 県外排出事業者及び処理業者は、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。ただし、県外排出事業者からあらかじめ知事に協議があった場合において、知事が生活環境の保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

#### (県外産業廃棄物の処理の事前協議等)

第7条 県外排出事業者は、前条ただし書に規定する協議をしようとするときは、排出事業場ごとに、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、県外産業廃棄物処理事前特例協議書（様式第2号。以下「特例協議書」という。）を提出するものとする。

(1) 県外産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出又は同法第11条の規定による通知が行われた排出事業場から排出された同法第2条第5項に定める特定建設資材であ

- って、県内の処理施設で同条第4項に定める再資源化を行うものである場合
- (2) 県外産業廃棄物の処分量（当該県外産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとの処分量）が120立方メートル未満又は120トン未満である場合
  - (3) 県外産業廃棄物が優良認定処分業者に搬入されるものである場合
  - (4) 県外産業廃棄物が解体工事から排出される政令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物（同号イ(1)から(5)までに掲げるものに限る。）であって県内の処理施設で中間処理をするものである場合
- 3 前2項の規定による協議は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。
- 4 事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、正副各1部とする。ただし、毎年度同一の排出事業場から排出される県外産業廃棄物であって、その種類及び排出工程が同一の内容であるものと知事が認める場合は、この限りではない。
- 5 特例協議書には、別表第3号に掲げる書類並びに同表第5号に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、1部とする。ただし、毎年度同一の排出事業場から排出される県外産業廃棄物であって、その種類及び排出工程が同一の内容であるものと知事が認める場合は、この限りではない。

#### （協議内容の変更等の指導）

- 第8条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者に対して協議内容の変更等の指導を行うものとする。
- (1) 県外での産業廃棄物の積替え、県外の保管施設の経由等により、排出事業場の特定が困難な産業廃棄物であるとき。
  - (2) 法又はこの要綱に基づく知事の改善指導等を受けている処分業者の処理施設において処分しようとするとき。
  - (3) 処理施設の能力からみて、産業廃棄物の搬入量が不相当であるとき。
  - (4) 処理委託契約書に処分に係る処理料金を個別に支払うことを明記していないこと等により適正な処理が行われぬおそれがあると認められるとき。
  - (5) 法又はこの要綱に基づく指導に適合していないとき。
  - (6) その他生活環境の保全上支障があると認められるとき。

#### （承認通知等）

- 第9条 知事は、第7条第1項の規定による協議があった場合において、その内容を審

査し、支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、事前協議書に承認済印を押印し、その写しを当該県外排出事業者に交付するものとする。

- 2 知事は、承認済印を押した事前協議書（以下「承認済事前協議書」という。）の写しの交付に際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができるものとする。
- 3 知事は、第7条第2項の規定による特例協議書の提出があつた場合において、その内容を審査し、支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、当該特例協議書に承認済印を押印し、その写しを当該県外排出事業者に交付するものとする。
- 4 県外排出事業者は、承認済事前協議書の写し又は前項の規定により承認済印の押印を受けた特例協議書（以下「承認済特例協議書」という。）の写しの交付を受けた後でなければ、自ら又は処理業者に委託して、県外産業廃棄物を県内に搬入してはならない。

（関係地方公共団体の長からの意見聴取等）

第10条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、県外排出事業者の排出事業場を管轄する都道府県の知事（政令第27条に規定する指定都市等にあつては、指定都市の長等）に対し、意見を求めるものとする。

- 2 知事は、前条第1項又は第3項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、県外産業廃棄物が処分され、又は保管される施設の所在地を管轄する市町長、処理施設の設置について意見等を求めた関係市町長等に事前協議書の写しを送付し、期限を付して、県外産業廃棄物の処理について生活環境の保全上の見地から意見を求めるものとする。
- 3 知事は、前2項の規定により意見を求めた者に対して、その審査の結果を通知するものとする。

（協議内容の変更）

第11条 承認済事前協議書の写し又は承認済特例協議書の写し（以下「承認済協議書等の写し」という。）の交付を受けた県外排出事業者（以下「承認事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更が生ずるときは、改めて知事に協議しなければならない。この場合については、第7条から前条までの規定を準用する。ただし、搬入する産業廃棄物の量の10パーセント以内の増加又は搬入し、処分する期間の30日以内の延長の場合は、この限りでない。

(1) 産業廃棄物の種類

(2) 搬入する産業廃棄物の量

(3) 搬入し、処分する期間

(4) 処分業者

(5) 搬入先の処理施設

- 2 承認事業者は、収集又は運搬を行う者を変更しようとするときは、当該変更の日の10日前までに、県外産業廃棄物処理事前協議事項等変更届（様式第3号。以下「変更届」という。）により知事に届け出なければならない。
- 3 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から10日以内に、変更届により知事に届け出なければならない。
  - (1) 承認事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (2) 排出事業場の名称

（承認事業者の適正処理等）

- 第12条 承認事業者は、県外産業廃棄物の処理を委託するときは、承認済協議書等の写しを処理業者に交付しなければならない。
- 2 承認事業者は、県外産業廃棄物の処理について排出事業場ごとに帳簿を備え、省令第8条の5第1項の規定に準じて記載しなければならない。
  - 3 承認事業者は、前項の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

（処理実績報告）

- 第13条 承認事業者は、前年度における県外産業廃棄物の処理の状況を毎年6月末日までに、県外産業廃棄物処理実績報告書（様式第4号）により知事に報告しなければならない。ただし、処理を完了し、又は中止した場合には、速やかに、県外産業廃棄物処理実績報告書により報告しなければならない。

（処理業者の県内優先処理）

- 第14条 処理業者は、産業廃棄物の処理について、処理施設及び年度ごとに処理計画を定め、県内産業廃棄物の優先的な処理に努めなければならない。

（処理業者の適正処理等）

- 第15条 処理業者は、県外産業廃棄物の処理に当たっては、第12条第1項の規定により承認済協議書等の写しの交付を受けた後でなければ、県内の処理施設に搬入し、処分してはならない。
- 2 県外産業廃棄物を収集し、又は運搬する処理業者は、承認済協議書等の写しを常時収集運搬施設に備えておかなければならない。
  - 3 県外産業廃棄物を処分する処分業者は、承認済協議書等の写しを処理施設の管理事

務所等に備えておかなければならない。

- 4 第2項の処理業者及び前項の処分業者は、承認済協議書等の写しをその有効期間満了後5年間保存しておかなければならない。

#### (処分計画書の提出)

第16条 県外産業廃棄物を処分している処分業者は、次年度も継続して処分しようとするときは、毎年2月末日までに、処理施設ごとに次年度の処分計画を産業廃棄物処分計画書(様式第5号。以下「処分計画書」という。)により知事に提出しなければならない。

- 2 新たに、県外産業廃棄物を処分しようとする処分業者は、処理施設ごとに当該年度の処分計画を処分計画書により知事に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により処分計画書を提出した処分業者は、その記載事項に変更があった場合(産業廃棄物の種類又は処分量の変更に限る。)は、速やかに、その旨を記載した処分計画書を知事に提出しなければならない。ただし、県外産業廃棄物の処分量(処分量が変更された場合は、変更後の処分量)が120立方メートル未満若しくは120トン未満である場合又は当該処分量が120立方メートル以上若しくは120トン以上である場合で、第11条に規定する産業廃棄物の量の増加割合が10パーセント以内であるときは、この限りでない。

#### (報告、勧告等)

第17条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な措置について指示若しくは勧告をすることができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により指示又は勧告をした内容について、県外排出事業者の排出事業場を管轄する地方公共団体の長(政令第27条に規定する指定都市等にあつては、指定都市の長等)に通知するものとする。

#### (公表)

第18条 知事は、前条で定める勧告に従わない事業者等については、必要に応じてその勧告の内容を公表するものとする。

#### (補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は知事が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）において、県内の処分業者との契約に基づき県外産業廃棄物の処分又は保管を行っている県外排出事業者で、生活圏域（産業廃棄物の処理について佐賀県と相互依存の関係にあると知事が認める佐賀県以外の県の区域をいう。）内にあるものに対する第6条の規定の適用については、事業者等が当該県外産業廃棄物の処分又は保管を施行日から2年以内に終了する旨の年次計画を定め、施行日から3月以内に当該契約を証する書類を添えて、これを知事に提出した場合は、当該年次計画書の提出を第6条ただし書に規定する協議とみなす。
- 3 当分の間、第16条第1項の規定により提出された処分計画書に掲げられた県外排出事業者で、その処分計画に定められた県外産業廃棄物の処分量（処分量が変更された場合は、変更後の処分量）が安定型最終処分場にあつては1,200立方メートル未満、管理型最終処分場にあつては120立方メートル未満、その他の処理施設にあつては120立方メートル未満又は120トン未満とされているものについては、第6条及び第16条第3項の規定は適用しない。
- 4 平成3年度において県外産業廃棄物の処分をしている処分業者で平成4年度において引き続き処分をするものに対する第16条第1項の適用については「2月末日」とあるのは、「6月末日」と読み替えるものとする。

## 附 則（平成18年告示第222号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成24年告示第151号）

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

## 附 則（平成27年告示第77号）

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表（第7条関係）

- 1 排出事業場の業務概要を記載した書類（排出事業場の周囲見取り図を含む。）。ただし、インターネットを利用する方法により公表している場合は、書類の添付を省略することができる。
- 2 処分業者との処理委託契約書（仮）の写し
- 3 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書又は特例協議書を提出しようとする日前3月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書（有害物質に係る溶出試験又は含有試験、含水率、pH等）の写し。ただし、他の書類又は図面により有害物質の混入の可能性がないと知事が認める場合は、書類の添付を省略することができる。
  - ア 燃え殻
  - イ 汚泥
  - ウ 廃油
  - エ 廃酸
  - オ 廃アルカリ
  - カ 廃プラスチック類（シュレッダーダストに限る。）
  - キ 鉋さい
  - ク ばいじん
  - ケ 政令第2条第13号に規定する産業廃棄物
  - コ その他知事が必要があると認める産業廃棄物
- 4 産業廃棄物の写真
- 5 その他知事が必要があると認める書類及び図面